

平成二十五年十一月一日受領  
答 弁 第 二 二 五 号

内閣衆質一八五第二五号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出国際的な原子力損害賠償関連条約への政府の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出国際的な原子力損害賠償関連条約への政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、現在、御指摘の原子力損害の補完的補償に関する条約を締結するべく、必要な作業を進めているところである。

三について

原子力損害賠償の責任を負う者については、個別の事案に応じて判断されるべきものと考えられ、お尋ねについて一概にはお答えできないが、原子力損害賠償の責任は、原子力損害を与えた原子力事業者のみが負うこととする法制度を持つ国が多いものと承知している。